

<p>競争入札を5社を対象に実施した。その結果、19年度の電気料の削減率は13.8%、額にして年間500万円以上が削減された。電気料金の削減は経費削減という直接的な効果と同時にCO2削減による地球環境の温暖化防止にも貢献できるため、他団体等でも検討してみる価値はありと考える。</p>	<p>(財) 山梨県青少年協会</p> <p>(1) プラネタリウムソフト製作物について現在、プラネタリウムソフト製作物の所有権が県にあるか協会にあるか不明である。法人であるとすると法人税の支払いが必要である。</p> <p>(2) 平成19年度地域サポートスターシヨンの(国の補助事業)の精算額の中に補助事業以外の経費が含まれていた。また、講師の謝金について交通費の源泉徴収を行っていないかった。</p> <p>(3) 役員に支払う賞与を法人税の対象にしていいため、法人税等の税金が1,571,200円納付不足となっていた。役員賞与を定期同額給与として、事前に税務署に届け出ることによって、損金とすることはできるが、届出がされてないため、損金としては認められない。</p> <p>(4) 負債に計上されている資産購入積立金3,000,000円は、法的債務でもなく、負債性引当金でもない。利益留保引当金であるため、全額取り崩すべきである。 また、退職給付引当金の計上不足が1,751,630円発生している。</p> <p>(5) 簿外になっている普通口座が8口</p>	<p>備品台帳登録もれであったプラネタリウムソフトは県の備品として登録し、平成21年度からは、基本協定書にプラネタリウムソフトの所有権が県にあることを明記した。</p> <p>指摘された経費については平成21年1月22日、国に返還した。</p> <p>指摘後、交通費を含めた源泉徴収を行うこととした。</p> <p>法人税不足分は、修正申告により納付した。平成21年度からは、役員賞与を役員報酬に含め年額を12で割って定期同額給与として支払うこととした。</p> <p>平成21年度中に全額取り崩すこととした。</p> <p>平成20年度から不足のないように退職給付引当金及び中小企業退職金共済制度の掛金で措置している。</p> <p>8口座については、解約手続きを行う</p>
<p>座がある。これは、銀行への届け出印鑑がないため通帳に残金があっても引き出せないものである。8口座すべてについて解約手続きを行い、入金額は雑収入として計上すべきである。</p> <p>現在、生きている口座で使用していないものが2口座あるので、今後使用しないのであれば解約手続きをとり精算する必要はある。</p>	<p>(6) 決算報告書が新公益法人会計基準に準拠せず、注記事項が全く開示されていない。</p> <p>(7) ① 法人の登記簿謄本の「資産の総額」について、修正が必要であったが、平成20年12月1日以降「資産の総額」は職権抹消されることとなった。 寄付行為で法人目的が変更となっているが、登記簿上変更されていない。</p> <p>② 科学館の1年間の現金受渡しによるつり銭等の誤りにより発生した過不足額14,880円が簿外になっていた。</p> <p>③ コピー使用管理簿に記載日付のない領収書の発行控えが平成20年3月から9月の間に2,260円ある。 小口現金同様、日々の残高を確認する必要がある。</p> <p>④ 定期預金利息を現金で受け取っているが、事故防止のため振込とすべきである。</p>	<p>平成20年度決算書から注記事項を開示した。</p> <p>「資産の総額」については、法務省令により平成20年12月1日(整備法施行日)に職権抹消された。</p> <p>法人目的の変更未登記については、平成20年12月17日に変更登記を行った。</p> <p>指摘された過不足額に平成20年度分の過不足額を加えた22,457円を雑益として平成20年12月1日に処理した。今後、雑益、雑損にて適正な処理を行う。</p> <p>2,260円は、管理簿への記載が遅延したため、領収書日付と突合しなかったものである。 平成20年12月21日付け内部通知により、毎日の終業点検時にコピー代金も含めた現金収入と領収書の照合を必ず実施することを周知徹底した。</p> <p>指摘により、振込にて処理することとした。</p>

<p>⑤ 科学館ミュージアムショップにおいて商品委託販売をしているが委託販売契約書が27件中6件しかないため、トラブル防止のためにもすべての業者と委託販売契約を締結すべきである。</p>	<p>委託販売取引のある全業者と委託販売契約を締結した。</p>	<p>べきである。</p> <p>(9) 当財団は、八ヶ岳少年自然の家の食堂業務について、指定管理者として県から委託され、外部の業者に再委託しているが、次の3件について検討が必要。</p> <p>① 業者との契約上は給食費がどちらの収入になるのか明確でない。給食費をどちらの収入にするのかなど食堂関係の経理が明確になるよう業務委託契約の見直しが必要である。</p> <p>② 給食の原材料投下率が60%と仕様書に記載されているが、再委託業者から決算報告を受けていないため検証が行われていない。</p> <p>③ 食堂業務は平成6年度より、随意契約をしている。食事面での利用者サービスをより向上させるためには、提案型のプロポーザル方式、金額の面を考えると競争入札を採用するなど、業者選定の方法を見直すべきである。</p>
<p>⑥ 科学館のミュージアムショップに商品の買取在庫が55,951円あるので商品として資産計上することが望ましい。</p>	<p>平成20年度末には、資産計上を行った。</p>	<p>委託契約に給食費が委託業者の収入になる旨を明記した。</p>
<p>⑦ 特別会計から一般会計への繰出金及び一般会計からの繰入金収入がそれぞれ税込みで処理されているが、不課税処理で行う必要がある。</p>	<p>不課税処理で行うよう会計ソフトの設定を変更した。</p>	<p>再委託業者から報告を受け検証をおこなうこととした。</p>
<p>(8) 当財団は、愛宕山少年自然の家の食堂業務について、指定管理者として県から委託され、外部の業者に再委託しているが、次の3件について検討が必要。</p> <p>① 業者との契約上は給食費の徴収や委託料についての規定がないため、どちらの収入になるのか明確でない。給食費をどちらの収入にするのかなど食堂関係の経理が明確になるよう業務委託契約の見直しが必要である。</p> <p>② 給食の原材料投下率が60%と仕様書に記載されているが、再委託業者から決算報告を受けていないため検証が行われていない。</p> <p>③ 食堂業務は平成17年度を除き、随意契約をしている。食事面での利用者サービスをより向上させるためには、提案型のプロポーザル方式、金額の面を考えると競争入札を採用するなど、業者選定の方法を見直す</p>	<p>委託契約に給食費が委託業者の収入になる旨を明記した。</p>	<p>食堂利用者の食堂に対する評価を分析した上で、今後の契約方式を判断する。</p> <p>指定管理者更新の際の課題として、必要な見直しを進めていく。</p>
<p>③ 食堂業務は平成17年度を除き、随意契約をしている。食事面での利用者サービスをより向上させるためには、提案型のプロポーザル方式、金額の面を考えると競争入札を採用するなど、業者選定の方法を見直す</p>	<p>食堂利用者の食堂に対する評価を分析した上で、今後の契約方式を判断する。</p>	<p>指定管理者更新の際の課題として、必要な見直しを進めていく。</p>

(財) 山梨県健康管理事業団

(1) 車検整備充当金について
 会計上、計上すべきでない車検整備充当金を19,289,950円計上しているのが全額取り崩し、利益に計上すべきである。

(2) 退職給付引当金について
 退職給付引当金は、期末退職給与の要支給額を計上しており問題はないが、退職金の支払いに備えて積み立てている預金が、平成20年3月31日現在16,499,295円不足しているのが、通常の預金から退職給付引当資産(特定資産)に積立てることが望ましい。

諸規程の整備・運用について
 諸規程が平成10年8月に整備されたが、その後の改廃を含め諸規程の整備・運用状況が適切でないところが多々あるのは正すべきと考える。

(3) 棚卸資産の期末計上について

(財) 山梨県健康管理事業団の主な業務として検診・検査業務があり、多くの医薬材料費が使用されているが、期末に残った在庫について棚卸資産(貯蔵品)として計上されていない。棚卸を行っている部署もあるため評価額は確定できないが、仮に年間使用額の1ヶ月分が在庫として残っていると考えると約300万円である。

財務規程では毎事業年度末に経理担当者立ち会いのもとで現物棚卸を実施し、物品受払台帳と照合することになっているが、実際受払記録が十分に運用されていない。また、現物の棚卸も一部実施されていない。必要最低限度末に一齐に棚卸を実施し、棚卸資産

事業団は、検診車を現在17台保有し、昭和58年度より車検整備充当金を計上してきたが、平成20年度末で全額取崩し、利益に計上するよう会計処理を行った。

不足額の資産への積み立てについては、平成20年度末までに人件費の見直しや退職手当の支給率の引き下げを行ったことから、平成21年度中に不足額全額の積み立てを行うこととした。

平成21年度中に規程を全面的に見直すとともに、規程の改廃の手续を文書で記録する。

平成20年度決算から棚卸資産の計上を行った。

各部署に物品管理責任者をおき、棚卸時には総務企画課の経理事務担当者が立ち会いを行うよう平成20年度末から徹底した。

として計上することが必要である。

(4) 新総合健診システムについて

① 新総合健診システム導入に伴う業者の選定に新規開発方式による複数業者の参加させ、実質的に競争させることが必要と考える。また、企画書・見積書の比較検討に際し、見積価額453万円の差が全体の1点となっているが、今後同種の契約をする場合は検討すべきと思われる。

② 新総合健診システム導入に伴い、資産の取得価額が完成引渡前に「業務ソフト」という資産勘定に計上されており、また減価償却費も計上されていた。資産は納品され当方で検収引き渡しを受けた段階で計上し、事業の用に供した時から減価償却を実施すべきである。

会計処理上の問題点

- ・業務ソフトの耐用年数を10年としているが、省令で無形減価償却資産として5年の耐用年数である。

- ・資産の計上額を、検収基準ではなく支払い基準で計上するのは誤りである。

- ・まだソフトを作成中のものは、完成引渡しを受けたものでないため、什器備品、業務ソフトに計上すべきものではない。また、減価償却費も計上すべきではない。

(5) 土地、建物への抵当権の設定について

(財) 山梨県健康管理事業団が、平成4年7月に8,000万円の借入を行い、所有の土地・建物に抵当権が設定され

今後、健診システムの契約をする場合には、実質的な競争性が確保されるよう対応していく。

会計処理上の問題点について、指摘のとおり平成20年度決算で修正を行った。

法人税の申告に当たり、税法上の耐用年数で申告を行った。

検収基準で計上するよう改めた。

ソフトが完成し検収が終わった時点で、それぞれ分けて計上することとした。

平成21年度中に抵当権の解除を行う。

<p>た。当該借入金は、平成5年7月に完済された。それ以降、現在に至るまで資金調達の必要性がないにもかかわらず、抵当権が設定されたままとなっている。早急に抵当権の解除を行う必要がある。</p>		<p>とし、平成20年度決算から適用した。</p>
<p>(財) 山梨県環境整備事業団</p> <p>(1) 消費税について、課税期間の調整計算の誤りから平成19年度分(平成20年5月納付分)が3,749,100円納付不足となっていた。</p>	<p>平成20年8月に修正申告を行い、不足分を納付した。</p>	<p>平成20年8月にいずれの口座も解約した。</p>
<p>(2) 明野廃棄物処分場建設事業の(1)浸出水処理施設建設工事(契約額970百万円)において、実際の出来形33%に基づき支払額(422百万円)を資産計上しなければならぬが、出来形予定額60%(581百万円)を計上していた。また(2)本体建設工事(契約額1,776百万円)において、本来であれば出来形に基づいて支払った19年度の中間前払金まで(766百万円)を資産計上しなければならぬところ、出来形予定額61%(1,082百万円)を計上していた。資産への計上額は出来形予定額ではなく、出来形を基に一部前払金も含めて計上すべきである。このため、2事業で資産及び負債がともに475百万円過大に計上されていた。</p>	<p>実際の出来形に基づき資産計上することとし、平成20年度決算から適用した。</p>	<p>市販の領収書を使用するが、連番管理を行うとともに複写式の領収書に改め、使用の都度押印を行う。</p> <p>平成21年3月に諸規程の見直しを行った。規程の適正な運用を図っていく。</p>
<p>また、同様なことが委託料でも行われており、作業量の如何にかかわらず、契約した期の費用として全額計上されている。費用は提供を受けたサービスに応じて計上するのが原則であり、出来形に応じて委託料を計上すべき。</p> <p>(3) ① 決算報告書の「財務諸表に対する</p>	<p>時価を確認し評価損益を記載すること</p>	<p>林業公社については、平成21年3月に策定した「県出資法人経営健全化プラン」に基づいて、外部の専門家を含めた「山梨県出資法人経営検討委員会」による経営分析や改革案の検討結果等を踏まえるとともに、今回の指摘事項について検討を行い、平成21年度中に経営改革に関する方針を策定する予定としている。</p> <p>このため、国(総務省・林野庁)と地方(都道府県代表5県)で構成される</p>
		<p>注記」で満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益を記載することとなっているが、時価ではなく額面で記載してあった。今後、時価を確認して評価損益を記載する必要がある。</p> <p>② 平成17年10月4日以降実質的に使用していない普通預金口座が2つあるが、使用見込みがないのであれば解約することが望ましい。</p> <p>③ 領収書について、市販のものを使用し連番管理が行われておらず複写式となっていない。さらに、未使用の領収書に既に事業団の印鑑が押印されていた。</p> <p>領収書は連番管理を行い市販の領収書は避けるべきであり、また、領収書の押印は必要な都度責任者の承認のうえ、押印すべきである。</p> <p>(4) 諸規程は概ね整備されていたが、規程どおりに運用されていないものがあつたり、実態にそぐわないものがある。諸規程の見直しとそれに準拠した運用を図る必要がある。</p> <p>(財) 山梨県林業公社</p> <p>(1) <林業公社経営改善> 分収林事業の公社最終収支試算によると、207億円の赤字が想定される林業公社は、最終収支試算における長期債務解消のため、今後の見直しの方向性として次のことを検討すべきとする。</p> <p>① 公社有林の実態を土地所有者に説明し、伐採収益の分収率等の見直しを可能な限り行う必要があると考える。</p>